

カード代替電磁的記録の確認用プログラム
に係るテスト用ツールの開発

調達仕様書

令和7年1月

デジタル庁

1.	調達案件の概要.....	1
1.1.	調達件名	1
1.2.	調達の背景・目的	1
1.3.	システムの概要	1
1.4.	契約期間	2
1.5.	作業スケジュール	2
1.6.	調達担当課室・連絡先	2
2.	作業の実施内容に関する事項.....	2
2.1.	作業の内容.....	2
2.2.	業務の実施方法	2
2.3.	納入成果物の範囲、納品期日等.....	3
2.4.	作業場所	4
2.5.	作業の管理に関する要領.....	4
3.	作業の実施に当たっての遵守事項.....	4
3.1.	機密保持、資料の取扱い	4
3.2.	サプライチェーン・リスクの低減.....	5
3.3.	遵守する法令等	6
4.	成果物に関する事項	6
4.1.	知的財産権の帰属.....	6
4.2.	契約不適合責任.....	7
4.3.	検収.....	8
5.	再委託に関する事項	8
5.1.	再委託の制限及び再委託を認める場合の条件.....	8
5.2.	承認手続	8
5.3.	再委託先の契約違反等.....	9
6.	その他特記事項.....	9
7.	附属文書.....	9

1. 調達案件の概要

1.1. 調達件名

カード代替電磁的記録の確認用プログラムに係るテスト用ツールの開発

1.2. 調達の背景・目的

デジタル庁では、「スマートフォン用公的個人認証機能管理システム」の構築を行ってきたところ、令和5年5月11日より、同システムの運用を開始し、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載サービスを提供している。

また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れたUI・UXを実現するため、スマートフォンへの搭載を目指すとした。

その上で、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（令和6年法律第46号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正され、マイナンバーカードの券面入力補助機能等が「カード代替電磁的記録」としてスマートフォンへの搭載が可能とされた。

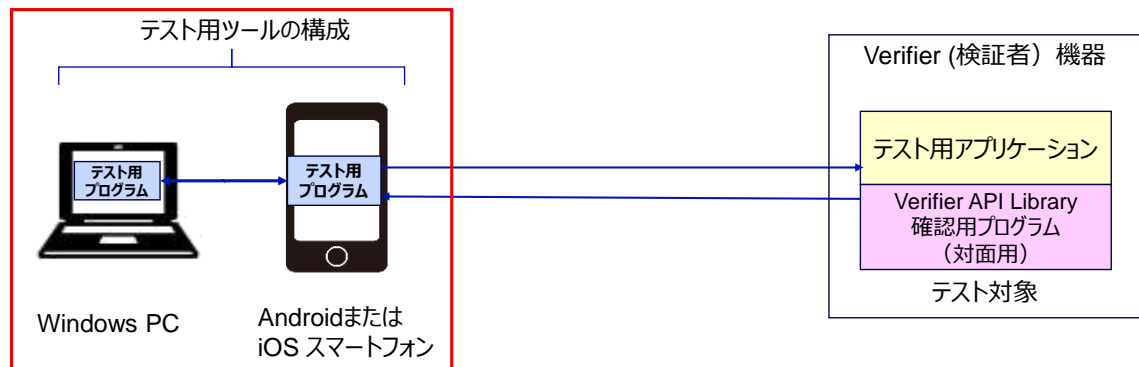
「カード代替電磁的記録」の利用に当たっては、確認用プログラムによる確認を実施することが法で定められている。確認用プログラムは内閣総理大臣が提供するものに加えて、利用者の便に供するため、民間事業者が開発し内閣総理大臣の認定を受けた確認用プログラムも利用可能とされている。

民間事業者が開発した確認用プログラムを内閣総理大臣が認定するにあたり、法令上で定められた機能の有無及びその他必要な要件を満たしているか等の確認する必要があるため、本調達において、確認用プログラムの動作検証に使用するテスト用ツールの開発を行う。

1.3. システムの概要

カード代替電磁的記録用確認用プログラムのテスト用ツールの概要図を以下に示す。

本調達の検討範囲は赤枠内を想定する。



図表 1-1 確認用プログラムのテストスキーム

1.4. 契約期間

本業務の契約期間は、契約開始日から令和7年4月30日までとする。

1.5. 作業スケジュール

本調達の作業スケジュールについて、下図の赤枠内に示す。

今後のスケジュールについては想定であり、本調達の内容を受けてデジタル庁にて検討する。

図表 1-2 本業務の作業スケジュール（想定）

	令和6年度						令和7年度											
	第三四半期			第四四半期			第一四半期			第二四半期			第三四半期			第四四半期		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Test Tool 改修 工程																		
Verifier テスト 工程																		

調整・契約 (1月) → 開発 (4月) → 納品 (5月)

ベンダーの Verifier機器、Libraryのテストに利用 (7月～)

1.6. 調達担当課室・連絡先

本調達仕様書に関する問合せ先は以下のとおり。

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階

デジタル庁 国民向けサービスグループ スマホ搭載担当

(TEL : 03-4477-6775、E-Mail : mynumber_smartphone@digital.go.jp)

2. 作業の実施内容に関する事項

2.1. 作業の内容

ISO/IEC18013-6 で規定されているテスト内容に準拠した、デジタル庁が別途要望するテストケースのテストが可能なカード代替電磁的記録の確認用プログラムのテスト用ツールを開発すること。また、開発したツールを使用可能な形でデジタル庁に提供すること。

2.2. 業務の実施方法

本業務において開発するテスト用ツールは、下記に示す条件を満たすこと。

(ア) カード代替電磁的記録用の mdoc profile に準拠した Verifier(検証者)の API Library の正常系、異常系のテストがテスト用ツールで実施できること。

(イ) テスト用ツールで異常系の mdoc/MSO 等を生成できること。

(ウ) ISO/IEC 18013-5:2021, ISO/IEC18013-7:2024 で規定されたプロトコルをテストできること。

- (工) ISO/IEC 18013-6 の Appendix で規定されているテスト項目をカバーしていること。
- (オ) デジタル庁が指定するテストケースに対応していること。また日本語表示できること。
- (カ) 2025 年に予定されている ISO/IEC 18013-5 second edition の IS 化に対応してテストツールのエンハンスができること。
- (キ) テスト用ツールは、米国州政府が発行する mDL の Verifier 機器の相互運用性試験（Interoperability Test）において利用された実績を有すること。
- (ク) 行政機関（日本国内に限らない）における mDL の構築・テストの支援を行った実績を有すること。

2.3. 納入成果物の範囲、納品期日等

(1) 納入成果物

受託者は、下表に示す納入成果物について、納入期限までに納入すること。

図表 2-1 納品成果物一覧（想定）

項番	成果物	内容	納入期限（想定）
1	テスト用ツール	カード代替電磁的記録用の確認用プログラムのテスト用ツール開発及び当該ツールの受け渡し後 5 年間の使用許諾証	最終納品時

(2) 納品方法

- ア 受託者は、全ての納入成果物について、事前にデジタル庁のレビュー及び承認を受けてから、納期までに納品すること。
- イ 受託者は、全ての納入成果物について、本業務の完了時に最新版を改めて提出すること。
- ウ 受託者は、原則として、全ての納入成果物について、全て日本語で作成すること。ただし、情報処理に関する用語等、日本国においても英字で表記されることが一般的な文言については、英字のまま記載しても構わない。なお、用字・用語・記述符号の表記は「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣甲第 16 号内閣官房長官依命通知）」に準拠すること。また、情報処理に関する用語の表記は、原則として日本産業規格（JIS）の規定に準拠すること。
- エ 受託者は、全ての納入成果物について、原則として電子データで作成すること。納入形態の詳細（電子媒体のファイル形式等も含む。）については、デジタル庁と協議の上、決定すること。
- オ 受託者は、納入成果物のうちプログラム等を除くドキュメント類について、デジタル庁での確認を可能とするため、原則として Microsoft Word、Excel、PowerPoint 形式等のデジタル庁において閲覧・編集可能なファイル形式及び PDF 形式（ただし、PDF 形式は納入後に加除訂正等のない成果物に限る。）で作成すること。また、デジタル庁が他の形式による提出を求める場合は、協議の上対応方針を決定すること。
- カ 受託者は、納入成果物の作成に当たり、ドキュメントに図表や写真を貼り付けている場合は、図表や写真のデータはアウトライン化・画像化せず、取り出せるデータとして埋込む又は別データとして格納すること。

- キ 受託者は、成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ク 受託者は、電磁的記録媒体により納品する場合、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。
- ケ 受託者は、提出した成果物に対してデジタル庁の検査を受けること。検査の結果、納入成果物の全部又は一部が不合格となった場合は、必要な対応を行った後、指定した期日までに改めて納品すること。

(3) 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、デジタル庁が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階

デジタル庁 国民向けサービスグループ スマホ搭載担当

(TEL : 03-4477-6775、E-Mail : mynumber_smartphone@digital.go.jp)

2.4. 作業場所

本業務の実施に必要な作業場所、備品、消耗品等については、全て受託者の責任において用意し、事前にデジタル庁の承認を得ること。作業場所に変更が生じた場合も、事前にデジタル庁の承認を得ること。

2.5. 作業の管理に関する要領

本業務の作業の管理に当たっては、プロジェクト実施計画書の作成時に、必要となる管理要領を作成すること。当該管理要領に基づき、作業の管理及びデジタル庁への報告を実施すること。

3. 作業の実施に当たっての遵守事項

3.1. 機密保持、資料の取扱い

- ア 受託者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年7月4日）」、「デジタル庁情報セキュリティポリシー」等に規定されているセキュリティ要件（本業務の遂行に係るものに限る。）に準拠すること。また、契約期間内に当該規定の改定があった場合、本システムへの影響について確認するとともに、必要に応じてデジタル庁と協議の上対応方針を決定すること。
- イ 受託者は、本業務に関してデジタル庁が開示した情報（公知の情報等を除く。以下同じ。）、契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報、その他当該業務の実施において知り得た情報について、本業務の目的以外に使用または第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。当該情報を本業務以外の目的に使用または第三者に開示する必要がある場合、事前にデジタル庁の承認を得ること。
- ウ 受託者は、本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性をデジタル

庁が認める場合には、デジタル庁の求めに応じ協議を行い、合意した対応を取ること。

- エ 受託者は、本調達に係る業務の実施のためにデジタル庁から提供する情報及び当該業務の実施において知り得た情報について、以下の事項を遵守すること。ただし、既に公知である情報については、この限りではない。
 - (ア) 本調達に係る業務にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。
 - (イ) 本調達に係る業務を行う者以外には機密とすること。
- オ 受託者は、本業務で取り扱う情報について、本調達仕様書の別添 1「情報保護・管理要領」を遵守し、十分な管理を行うこと。なお、本業務の一部を第三者に再委託する場合についても同様とする。
- カ 受託者は、本業務の実施に当たり、受託者が所有する情報システム等において不正なアクセスが行われていないかを確認するため、必要に応じて業務に使用するツールの操作ログや開発中のプログラムへのアクセスログ等を監査証跡として取得すること。また、必要に応じて監査証跡を分析の上、その結果についてデジタル庁へ報告すること。不正なアクセス又はそのおそれの確認された場合には、速やかにデジタル庁に報告すること。
- キ 受託者は、本調達に係る業務の実施のために取得し、処理する要機密情報を、全て国内法が適用される場所に保存すること。
- ク 受託者は、本調達に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合及びそのおそれがある場合に備え、事前に連絡体制を策定するとともに、証跡（ログ、機器など事象の精査に必要なもの）の取得・分析が可能な体制を整備し、デジタル庁に提示すること。また、本調達に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合には、速やかにデジタル庁に報告するとともに、必要な対応を実施すること。
- ケ 受託者は、デジタル庁から、本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況に関する以下の事項の報告を求められた場合は、速やかに回答すること。
 - (ア) 本仕様において求める情報セキュリティ対策の実績
 - (イ) 受託者に取り扱わせるデジタル庁の情報の機密保持等に係る管理状況

3.2. サプライチェーン・リスクの低減

- ア 受託者は、本調達で導入する機器等について、不正な変更が加えられた機器等を調達することを防止するため、当該機器等の製造企業、製造国及び技術提供企業が確認できる書面を提出すること。また、デジタル庁が要求する項目以外の付加装置やプログラム等が当該機器等に含まれている場合において、機密情報や個人情報を収集する機能を具備し、これらの情報が窃取・漏えいされるおそれがあるときも同様に、当該機器等を製造企業、製造国及び技術提供企業が確認できる書面を提出すること。ただし、提出が困難な場合は、デジタル庁と協議の上、対応方針を決定すること。
- イ 受託者は、納入した機器等に不正な変更が発見された場合の対応として、デジタル庁と連携を図りながら製造元への問合せや調査依頼等、不正な変更が加えられた理由や原因等の調査に必要な対応を実施すること。また、デジタル庁が要求する項目以外の付加装置やプログラム等が当該機

器等に含まれている場合において、機密情報や個人情報収集する機能を具備し、これらの情報が窃取・漏えいされるおそれがあるときも同様に、デジタル庁と連携を図りながら製造元への問合せや調査依頼等、不正な変更が加えられた理由や原因等の調査に必要な対応を実施すること。

3.3. 遵守する法令等

(1) 法令などの遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、以下の法令等を遵守すること。

- ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）
- イ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）
- ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- エ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- オ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律 128 号）
- カ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
- キ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）
- ク 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

また、上記以外にも関連する法令等がある場合は、遵守すること。

(2) その他文書への準拠

受託者は、本業務について、以下の文書等に基づき実施すること。契約期間内に当該文書等の改定があった場合、本業務への影響について確認するとともに、必要に応じてデジタル庁と協議の上対応方針を決定すること。

- ア デジタル社会推進ガイドライン（令和 5 年 3 月 31 日デジタル社会推進会議幹事会決定）
- イ 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年 7 月 4 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- ウ デジタル庁情報セキュリティポリシー
- エ 情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル（令和 4 年 7 月 29 日内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）
- オ 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針（令和 4 年 12 月 28 日デジタル社会推進会議幹事会決定）
- カ 「マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載に関する検討会」の検討結果
<https://www.digital.go.jp/councils/smartphone-mynumbercard>
- キ デジタル庁「マイナンバーカード機能等のスマートフォンへの搭載に係る実証」の検討状況

4. 成果物に関する事項

4.1. 知的財産権の帰属

- ア 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全てデジタル庁に帰属するものとする。本業務において開発したツールの知的財産権は開発を行った事業者に帰属するものとする。
- イ デジタル庁は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。
- ウ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前にデジタル庁の承認を得ることとし、デジタル庁は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専らデジタル庁の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、デジタル庁は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- エ 本件の成果物に係る所有権は、デジタル庁から受託者に対価が完済されたとき、受託者からデジタル庁に移転するものとする。
- オ 受託者はデジタル庁に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本受託業務の実施の過程で生じた納入成果物に係る著作権を自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、デジタル庁と別途協議するものとする。
- カ 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

4.2. 契約不適合責任

- ア 受託者は、本調達について検収を行った日を起算日として 1 年間、成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。ただし、契約不適合が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合は、当該期間の経過後であっても受託者はその責任を負うものとする。
- イ 本業務における成果物等について、種類、品質又は数量が契約書、本調達仕様書その他合意された要件の内容に適合しないもの（以下「不適合」という。）である場合、その不適合がデジタル庁の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者は、自己の費用で、デジタル庁の選択に従い、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）をすること。なお、受託者は如何なる場合であっても、デジタル庁の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、デジタル庁の事前の承諾を受けること。
- ウ 受託者は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限事項について、デジタル庁と協議し、承諾を得てから履行の追完を実施するものとし、完了時には、その結果についてデジタル庁の承諾を受けること。
- エ 受託者がデジタル庁から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、デジタル庁は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合、受託者に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (ア) 履行の追完が不能であるとき。
 - (イ) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (ウ) 本業務の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでそ

の時期を経過したとき。

(工) 前 3 号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

オ 再委託先の作業に契約不適合が発生した場合は「第 9.3.再委託先の契約違反等」に従うものとする。

4.3. 検収

ア 受託者は、納入成果物等について、納品期日までにデジタル庁に内容の説明を実施して検収を受けること。

イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点についてデジタル庁に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

5. 再委託に関する事項

5.1. 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

ア 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない。ただし、本業務の一部に限り、後述する「第 8.2. 承認手続」に示す手続に従いデジタル庁の承認を得た場合のみ、再委託を認めるものとする。

イ 受託者は、本業務の実施責任者（プロジェクトマネージャ）を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。

ウ 再委託先の業務従事者は原則として再委託先の社員とし、社員以外の者が従事する場合は、当該者の身元を保証するとともに、身元を明らかにする書面をデジタル庁に提出し、デジタル庁の承認を受けるものとする。

エ 受託者は、再委託先の行為について、一切の責任を負うものとする。

オ 受託者は、情報セキュリティ、機密保持、知的財産権、その他遵守事項について、本調達仕様書が定める受託者の責務を再委託先にも負うよう、必要な処置を実施すること。

カ 受託者は、「第 8.2. 入札制限」に掲げる事業者に再委託を行わないこと。

5.2. 承認手続

ア 本業務の実施の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額、資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績・国籍等について記載した再委託等承認申請書（所定様式あり）をデジタル庁に提出し、承認を受けること。

イ 再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託等承認申請書をデジタル庁に提出し、承認を受けること。

- ウ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）についても、前項と同様に再委託等承認申請書をデジタル庁に提出し、承認を受けること。

5.3. 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、デジタル庁は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

6. その他特記事項

本業務に関連するその他特記事項について、以下に示す。

- ア 受託者は、標準ガイドラインに基づき、契約金額の内訳を記載した情報資産管理標準シートを契約締結後速やかに提出すること。
- イ 本業務を実施する上で必要と判断する諸経費については、受託者が関係者と調整し、予め見積りに含めること。
- ウ 本仕様書の内容及び解釈等について不明な個所がある場合、その他特に必要がある場合は、事前にデジタル庁と協議し、決定、解決すること。この場合、当該協議に関する議事録を作成し、デジタル庁の確認を受けること。
- エ 本業務受託後に、本調達仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもってデジタル庁に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（委託料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。
- オ 本業務に係る費用は、業務完了後、契約書に定めるところにより支払うものとする。
- カ グリーン購入法に定める特定調達品目については、以下 URL に掲載される令和 6 年 2 月「グリーン購入の調達者の手引き」による各特定調達品目の「判断の基準」を満たすこと。
<https://www.env.go.jp/content/000197086.pdf>

7. 附属文書

別添 1 情報保護・管理要領